

# 中小企業福利厚生向上支援事業補助金に係る債務負担行為について

令和3年6月23日 議会運営委員会資料  
商工部産業雇用支援課



より広く福利厚生を充実させ、雇用された人が定着するために、交付要件を拡充する予定となっている。要件拡充により、令和4年度に補助金の支払いが生じることとなったため、債務負担行為を設定するもの。

## 制度の概要（改正前）

- ◆目的  
新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営を余儀なくされている中小企業の福利厚生を向上することにより人材確保を支援する。
- ◆補助対象者  
(一社)北上地区勤労者福祉サービスセンター（以下「SC」という）に加入している**市内中小企業**
- ◆補助額  
期間の定めのない雇用労働契約を締結し、一週間の所定労働時間が30時間以上の者の申請年度における入会金及び会費について補助対象者が納入した額  
◇入会金：1,000円 会費：月額800円 ※会員一人あたり  
◇補助対象者がSCに3月分の会費を納入後に市へ交付申請を行い交付する。（実積払い）※年度の途中で加入した者についてはR2.3分までを支給済み
- ◆予算  
・令和2年度…予算額1,537,000円（R2交付実績：615,400円）  
【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金】  
・令和3年度…予算額1,500,000円 【市単独】

## 改正内容

- ①対象期間の緩和  
◆令和2年度または3年度中に雇用し、雇用から13か月以内にSCに加入する者の1年分の会費を補助対象とする。▶想定：②、③、④  
◆交付申請は年度ごとに行うこととし、令和2年度分を既に支払っている者については再度交付申請を行い、残りの期間を支払う。▶想定：②  
◆令和3年度中に雇用した者で、令和4年度にSCに加入した者については対象としない。▶想定：⑤
- ②補助対象者が雇用する者の条件の緩和  
一週間の所定労働時間が30時間に満たない**短時間労働者**を雇用した場合においても、期間の定めのない雇用労働契約を締結した者を補助の対象とする。

## 令和4年度の支給見込み

支給見込み額（債務負担行為額） **800,000円**  
⇒直近3年間の平均金額約400,000円の2倍として算出（対象月×対象人数×会費800円）

R2	R1	H30
441,600円	324,000円	425,600円

要件拡充によりSC加入者及び対象者の増加が見込まれるため、実績の2倍の額とした。

◆支給パターン ※青が改正前の制度で支給対象となる月・橙は改正後（要件拡充）に補助対象となる月

